明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○生産性向上特別措置法施行規則を廃止する命令（**内閣府・公正取引委・個人情報保護委・総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委**一）　二

○産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（**同**二）　三

○産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　六

○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　三

○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・経済産業**一）　三六

○産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**四）　三六

○中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令（**同**五）　三七

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令（**同**六）　三七

〔省　令〕

○産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（**法務・経済産業**一）　三七

○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業**二）　四〇

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**三）　四一

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（**経済産業**五二、五三）　四一

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**同**五四）　五五

〔告　示〕

○生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　六四

○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する件（**同**三）　六四

○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する件（**同**四）　六六

○中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示（**総務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**二）　六七

○革新的データ産業活用に関する指針等を廃止する告示（**総務・経済産業**三）　七二

○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（**同**四）　七二

○製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　七三

○卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）　七三

○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**四）　七四

○石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**経済産業**一二五）　七七

○学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**一二六）　七七

○中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表並びに第二号及び第三号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示（**同**一二七）　八六

○事業継続力強化計画作成指針の一部を改める件（**同**一二八）　八六

○中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針を廃止する告示（**同**一二九）　八六